

「労務費に関する基準」 実効性確保策の取組状況

令和8年度『労務費に関する基準』に係る取組(全体像)

- 全面施行後、最初の年度であり、労務費に関する基準の定着・徹底のための取組を強力に推進していく。
 - ①まずは、労務費等を内訳明示した見積書の商習慣化、「職人いきいき宣言」の拡大、コミットメント制度の普及促進、CCUSレベル別年収や労務費の基準値の普及促進を行う。
 - ②加えて、新規に実施するフォローアップ調査を講じるほか、建設Gメンによる調査等を通じた法令遵守に向けた対応を実施。
- これにより、公共工事・民間工事を問わず、下請取引を含めて適正な労務費（賃金の原資）を確保するとともに、「CCUSレベル別年収」による、個々の技能者の経験・技能に応じた適正な賃金の支払いを実現する。

実効性確保策の
継続・推進

労務費等を内訳明示した見積書の
商慣行化

- 書き方ガイドの活用、事業者による見積書作成や団体による「標準見積書」の作成の促進。

技能者を大切にする企業の 自主宣言制度

- R8.7.1より経営事項審査の加点項目となることも踏まえ、宣言企業の拡大に向け周知徹底を図る。

コミットメント制度 の導入

- 標準約款等の周知普及などにより、活用促進を図る。

CCUSレベル別年収 の支払い

- ・活用に向けた更新・周知を行う。
- ・加えて、「賃金情報提供システム※」の試行運用を実施、本格導入に向けた検討を行う。

※CCUSレベル別年収（標準値）を下回る場合について重点的に確認

FU調査



- ✓ 新たな商習慣がどの程度定着しているか、**労務費の行き渡りの阻害要因**はどこか、CCUSレベル別年収（目標値）が払われているかについて、フォローアップ調査を実施。
- ✓ まずは一部の業種・工事を対象に調査を実施し、次年度以降の取組継続、必要な措置について検討を進めていく。

法令遵守の対応

取引適正化



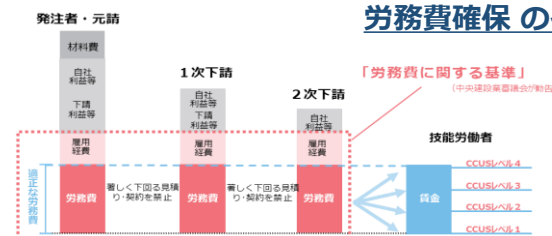
- ✓ 1月に公表した取引事例集について、周知徹底を図りつつ、建設Gメンによる取引実態の調査を本格的に実施し、当該調査において確認された法違反のおそれのあるケースを踏まえ、事例集について充実を図っていく。
- ✓ 中小企業庁や厚生労働省等の関係省庁の連携の継続や、情報共有等のあり方について検討を進める。

**官民連携で
実効性を確保**



- これらの取組の継続・推進に加え、あらゆる機会を捉えてサプライチェーン全体での制度理解に向けた周知徹底を図り、官民連携による実効性確保策の推進を図っていく。

労務費確保 のイメージ



「労務費に関する基準」の周知の取組状況

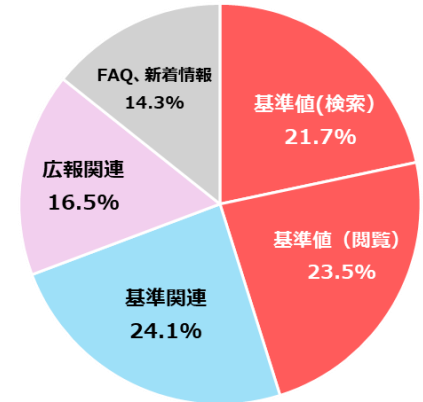
- 「労務費に関する基準」や、これを踏まえた商慣行の定着に向けて、ポータルサイトや講演会等を通じて制度の周知を図る。
- 今後は、工事現場において制度をアピールできるポスター等を作成予定。

■ 労務費に関する基準ポータルサイト



主な掲載内容と閲覧人数（3月18日～9月8日現在）

分類	ページ	ページ別	分類別
基準値(検索)	「労務費の基準値」-職種分野から探す	10,348	31,476
	「労務費の基準値」-都道府県、マップ、フリーワードで探す	21,128	
基準値(閲覧)	「労務費の基準値」の表示(全職種合計)	34,139	34,139
基準関連	「労務費に関する基準」本文・運用方針関連	13,949	
	専門工事業者向け見積書「様式例」・「書き方ガイド」等	9,629	35,026
	その他	11,448	
広報関連	説明会資料・リーフレット等	23,901	23,901
FAQ、新着情報		20,743	20,743
	計(各ページの閲覧人数の合計)		145,285



■ 依頼を受けた講演の実施・寄稿文の執筆（令和7年12月以降、予定も含む）



講演会 20回

【主な依頼者】建設業団体、業界研究会・勉強会の一部

寄稿文 13誌

【主な寄稿先】建設業団体の機関誌、物価本・調査会の機関誌

- ## 運用方針の構成

専門工事業者向けに労務費・必要経費等を内訳明示した**見積書の様式例**
 (詳細版・簡易版) 及びその記載要領(「**書き方ガイド**」)を提示

➤ 見積書様式例については、各専門工事職種の取引の事情に応じ、専門工事業団体においてアレンジして活用可能

精算を行うことに係る考え方について 等

受注者が、再下請負先からあらかじめ見積りを取らずに、注文者に対して見積書を提出する場合の取扱いについて 等

注文者側から様式を指定して見積りを求める場合について 等

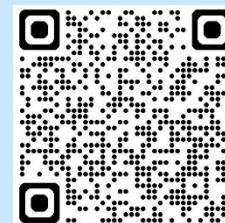
民間発注者として、どのように建設工事の予算を決めるべきか
発注者は見積期間をどのように確保すべきか
元請（総合工事業者）が発注者に提出する見積書についても、労務費の内訳明示をしなければならないのか。等

コミットメント制度のメリットについて 等

見 積 書		見積書番号 _____																																	
御 社 _____		令和 ____年 ____月 ____日																																	
会社名 _____	〒 _____	所 在 地 _____																																	
住所 _____	TEL. _____	FAX. _____																																	
[A]労働者総会計(労務)		→	労働総額 _____																																
[A]労働者総会計(人元)		→	税率 10%																																
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="4">工 事 名 _____</td> </tr> <tr> <td colspan="4">工 事 場 所 _____</td> </tr> <tr> <td>見積り依頼期間</td> <td>令和 ____年 ____月 ____日</td> <td>至</td> <td>令和 ____年 ____月 ____日</td> </tr> <tr> <td>文 件 名</td> <td>_____</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工 期</td> <td>期 _____</td> <td>起 始</td> <td>令和 ____年 ____月 ____日</td> </tr> <tr> <td>期 間</td> <td>期 _____</td> <td>結 束</td> <td>令和 ____年 ____月 ____日</td> </tr> <tr> <td colspan="4">受 注 場 所 _____</td> </tr> <tr> <td colspan="4">その他 _____</td> </tr> </table>				工 事 名 _____				工 事 場 所 _____				見積り依頼期間	令和 ____年 ____月 ____日	至	令和 ____年 ____月 ____日	文 件 名	_____			工 期	期 _____	起 始	令和 ____年 ____月 ____日	期 間	期 _____	結 束	令和 ____年 ____月 ____日	受 注 場 所 _____				その他 _____			
工 事 名 _____																																			
工 事 場 所 _____																																			
見積り依頼期間	令和 ____年 ____月 ____日	至	令和 ____年 ____月 ____日																																
文 件 名	_____																																		
工 期	期 _____	起 始	令和 ____年 ____月 ____日																																
期 間	期 _____	結 束	令和 ____年 ____月 ____日																																
受 注 場 所 _____																																			
その他 _____																																			
見積書の計算方法 (労務) : (A) の5% 建設業法第20条第1項において、見積書の作成に特に定められた内容が示すとされている見積書																																			
材 料 費		金 額 (円)	→																																
労務費		→																																	
① 労務費は、(1) 労務者総額に税率を乗じた金額と、(2) 労務費(人元)に税率を乗じた金額とを合算した金額を指し、(3) 労務費(人元)に税率を乗じた金額を指す。② 労務費(人元)は、(1) 労務者総額に税率を乗じた金額を指す。																																			
諸元材料費 (標準品と非標準品)																																			
諸元材料品名																																			
① 標準品とは、標準仕様書に基づいて標準仕様で製作される標準品を指し、標準品と、② 非標準品とは、標準仕様書に基づいて標準仕様で製作される標準品と、③ 非標準品とは、標準仕様書に基づいて標準仕様で製作される標準品とを指す。																																			
労務費発生経路																																			
① 労務費発生経路とは、労務費の発生経路を指し、(1) 労務費発生経路は、(2) 労務費発生経路は、(3) 労務費発生経路は、(4) 労務費発生経路は、(5) 労務費発生経路は、(6) 労務費発生経路は、(7) 労務費発生経路は、(8) 労務費発生経路は、(9) 労務費発生経路は、(10) 労務費発生経路は、(11) 労務費発生経路は、(12) 労務費発生経路は、(13) 労務費発生経路は、(14) 労務費発生経路は、(15) 労務費発生経路は、(16) 労務費発生経路は、(17) 労務費発生経路は、(18) 労務費発生経路は、(19) 労務費発生経路は、(20) 労務費発生経路は、(21) 労務費発生経路は、(22) 労務費発生経路は、(23) 労務費発生経路は、(24) 労務費発生経路は、(25) 労務費発生経路は、(26) 労務費発生経路は、(27) 労務費発生経路は、(28) 労務費発生経路は、(29) 労務費発生経路は、(30) 労務費発生経路は、(31) 労務費発生経路は、(32) 労務費発生経路は、(33) 労務費発生経路は、(34) 労務費発生経路は、(35) 労務費発生経路は、(36) 労務費発生経路は、(37) 労務費発生経路は、(38) 労務費発生経路は、(39) 労務費発生経路は、(40) 労務費発生経路は、(41) 労務費発生経路は、(42) 労務費発生経路は、(43) 労務費発生経路は、(44) 労務費発生経路は、(45) 労務費発生経路は、(46) 労務費発生経路は、(47) 労務費発生経路は、(48) 労務費発生経路は、(49) 労務費発生経路は、(50) 労務費発生経路は、(51) 労務費発生経路は、(52) 労務費発生経路は、(53) 労務費発生経路は、(54) 労務費発生経路は、(55) 労務費発生経路は、(56) 労務費発生経路は、(57) 労務費発生経路は、(58) 労務費発生経路は、(59) 労務費発生経路は、(60) 労務費発生経路は、(61) 労務費発生経路は、(62) 労務費発生経路は、(63) 労務費発生経路は、(64) 労務費発生経路は、(65) 労務費発生経路は、(66) 労務費発生経路は、(67) 労務費発生経路は、(68) 労務費発生経路は、(69) 労務費発生経路は、(70) 労務費発生経路は、(71) 労務費発生経路は、(72) 労務費発生経路は、(73) 労務費発生経路は、(74) 労務費発生経路は、(75) 労務費発生経路は、(76) 労務費発生経路は、(77) 労務費発生経路は、(78) 労務費発生経路は、(79) 労務費発生経路は、(80) 労務費発生経路は、(81) 労務費発生経路は、(82) 労務費発生経路は、(83) 労務費発生経路は、(84) 労務費発生経路は、(85) 労務費発生経路は、(86) 労務費発生経路は、(87) 労務費発生経路は、(88) 労務費発生経路は、(89) 労務費発生経路は、(90) 労務費発生経路は、(91) 労務費発生経路は、(92) 労務費発生経路は、(93) 労務費発生経路は、(94) 労務費発生経路は、(95) 労務費発生経路は、(96) 労務費発生経路は、(97) 労務費発生経路は、(98) 労務費発生経路は、(99) 労務費発生経路は、(100) 労務費発生経路は、(101) 労務費発生経路は、(102) 労務費発生経路は、(103) 労務費発生経路は、(104) 労務費発生経路は、(105) 労務費発生経路は、(106) 労務費発生経路は、(107) 労務費発生経路は、(108) 労務費発生経路は、(109) 労務費発生経路は、(110) 労務費発生経路は、(111) 労務費発生経路は、(112) 労務費発生経路は、(113) 労務費発生経路は、(114) 労務費発生経路は、(115) 労務費発生経路は、(116) 労務費発生経路は、(117) 労務費発生経路は、(118) 労務費発生経路は、(119) 労務費発生経路は、(120) 労務費発生経路は、(121) 労務費発生経路は、(122) 労務費発生経路は、(123) 労務費発生経路は、(124) 労務費発生経路は、(125) 労務費発生経路は、(126) 労務費発生経路は、(127) 労務費発生経路は、(128) 労務費発生経路は、(129) 労務費発生経路は、(130) 労務費発生経路は、(131) 労務費発生経路は、(132) 労務費発生経路は、(133) 労務費発生経路は、(134) 労務費発生経路は、(135) 労務費発生経路は、(136) 労務費発生経路は、(137) 労務費発生経路は、(138) 労務費発生経路は、(139) 労務費発生経路は、(140) 労務費発生経路は、(141) 労務費発生経路は、(142) 労務費発生経路は、(143) 労務費発生経路は、(144) 労務費発生経路は、(145) 労務費発生経路は、(146) 労務費発生経路は、(147) 労務費発生経路は、(148) 労務費発生経路は、(149) 労務費発生経路は、(150) 労務費発生経路は、(151) 労務費発生経路は、(152) 労務費発生経路は、(153) 労務費発生経路は、(154) 労務費発生経路は、(155) 労務費発生経路は、(156) 労務費発生経路は、(157) 労務費発生経路は、(158) 労務費発生経路は、(159) 労務費発生経路は、(160) 労務費発生経路は、(161) 労務費発生経路は、(162) 労務費発生経路は、(163) 労務費発生経路は、(164) 労務費発生経路は、(165) 労務費発生経路は、(166) 労務費発生経路は、(167) 労務費発生経路は、(168) 労務費発生経路は、(169) 労務費発生経路は、(170) 労務費発生経路は、(171) 労務費発生経路は、(172) 労務費発生経路は、(173) 労務費発生経路は、(174) 労務費発生経路は、(175) 労務費発生経路は、(176) 労務費発生経路は、(177) 労務費発生経路は、(178) 労務費発生経路は、(179) 労務費発生経路は、(180) 労務費発生経路は、(181) 労務費発生経路は、(182) 労務費発生経路は、(183) 労務費発生経路は、(184) 労務費発生経路は、(185) 労務費発生経路は、(186) 労務費発生経路は、(187) 労務費発生経路は、(188) 労務費発生経路は、(189) 労務費発生経路は、(190) 労務費発生経路は、(191) 労務費発生経路は、(192) 労務費発生経路は、(193) 労務費発生経路は、(194) 労務費発生経路は、(195) 労務費発生経路は、(196) 労務費発生経路は、(197) 労務費発生経路は、(198) 労務費発生経路は、(199) 労務費発生経路は、(200) 労務費発生経路は、(201) 労務費発生経路は、(202) 労務費発生経路は、(203) 労務費発生経路は、(204) 労務費発生経路は、(205) 労務費発生経路は、(206) 労務費発生経路は、(207) 労務費発生経路は、(208) 労務費発生経路は、(209) 労務費発生経路は、(210) 労務費発生経路は																																			



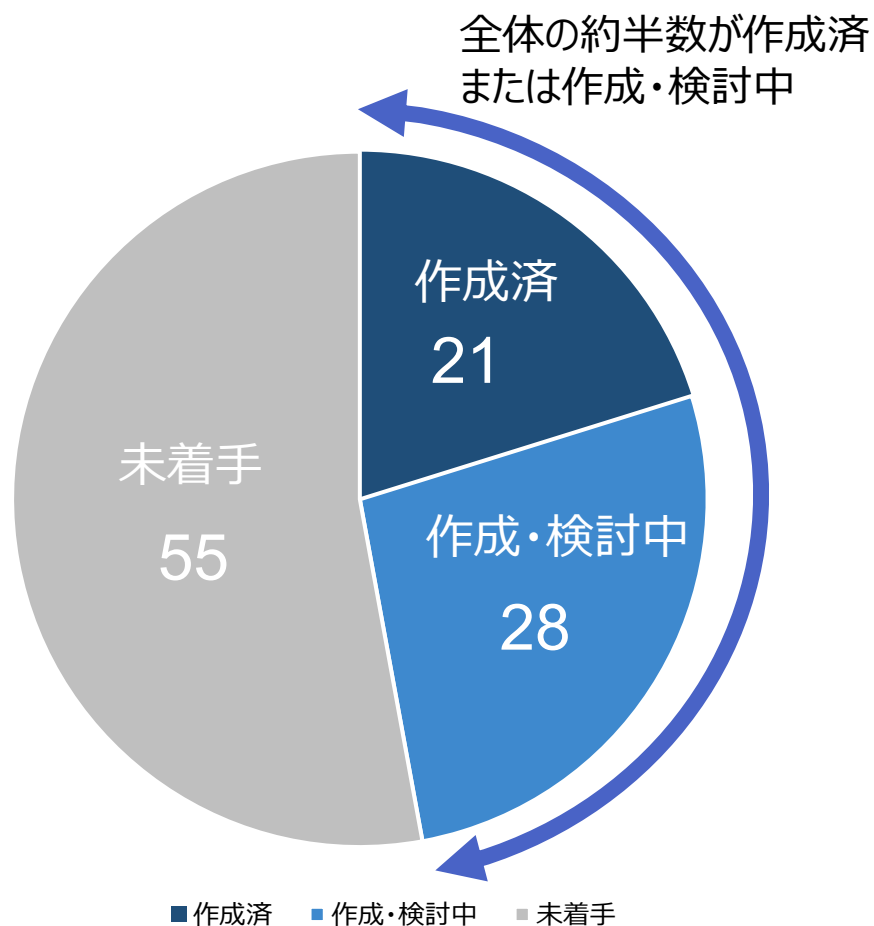
↓運用方針はコチラのページから



「労務費に関する基準ポータルサイト」

- アンケートを実施した専門工事業団体※のうち、約半数が標準見積書について作成済または作成のための検討を進めている。
- 引き続き、各団体での標準見積書作成及び事業者による活用を促進していく。

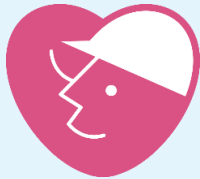
※建設業法第27条の37に基づく団体（元請団体等を除く）



【作成済団体】

- ・（一財）中小建設業住宅センター
- ・（一社）建築開口部協会【旧：（一社）カーテンウォール・防火開口部協会】
- ・（一社）全国クレーン建設業協会
- ・（一社）全国コンクリート圧送事業団体連合会
- ・（一社）全国基礎工事業団体連合会
- ・（一社）全国防水工事業協会
- ・（一社）日本ウエルポイント協会
- ・（一社）日本サッシ協会
- ・（一社）日本ツーバイフォー建築協会
- ・（一社）日本橋梁・鋼構造物塗装技術協会
- ・（一社）日本型枠工事業協会【旧：（社）日本建設大工工事業協会】
- ・（一社）日本計装工業会
- ・（一社）日本左官業組合連合会
- ・（一社）日本鳶工業連合会
- ・（一社）日本保温保冷工業協会
- ・（一社）日本木造住宅産業協会
- ・（公社）全国鉄筋工事業協会
- ・全国サイディング事業協同組合連合会
- ・全国圧接業協同組合連合会
- ・全国仮設安全事業協同組合
- ・全国建設労働組合総連合

- 「建設キャリアアップシステム利用拡大に向けた3か年計画」(R6.7)において、改正建設業法に基づく取組とCCUSを活用した取組を一体として、技能者の処遇改善を図る方向性を示した。
- この方向性に沿って、処遇改善に取り組む企業が評価され、サプライチェーン全体で処遇改善に取り組むようになるための枠組みとして、「建設技能者を大切にする企業の自主宣言」が創設。



■ 参加の流れ

- 1. 立場選択 : ①元請事業者、②下請事業者、③発注者
- 2. 項目検討 : 必須項目、任意項目について対応検討
- 3. 申請 : 1. 2. を以て国交省に申請
- 4. 公表 : 国交省HPに掲載

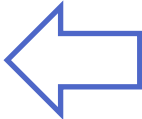
■ 効果

- 宣言企業は、
- ・国交省HPで公開される
 - ・シンボルマークの使用が可能となる
 - ・経営事項審査における加点等のインセンティブ
- ➡
- ✓ 就業者に選ばれ、安定的な事業活動の実現
 - ✓ サプライチェーンの中で適切に評価される

■ 宣言項目

		元請事業者	下請事業者	発注者
必須	労務費確保・賃金支払い等のための取組	技能者の適切な処遇を確保するための取組を行うこと 等		元請事業者から提出される、労務費等が内訳明示された見積書の内容を考慮・尊重すること
	CCUSの活用	全ての現場において、技能者の就業履歴蓄積の環境整備・促進に取り組むこと 等	雇用する全ての技能者について、詳細型の技能者登録を行うこと	
	宣言企業との取引優先	取引先の選定に当たり、宣言を行っていることを考慮すること。		
任意	その他	例) ・事務作業/現場作業におけるICT化を推進すること ・外国人就労者の就労環境の向上に取り組むこと 等		

- 宣言状況 (2026年8月末現在) 計 : 6,198社 953社 (2026年2月末時点)



自主宣言企業に対する経営事項審査での扱いについて

『建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度』の宣言の有無（新設）

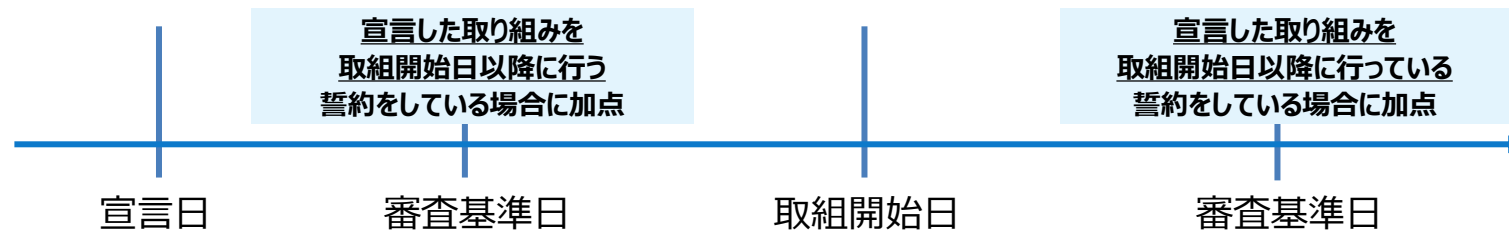
- 第三次・担い手3法の全面施行を受け、労務費確保等のための取組とCCUSの活用について積極的に推進することにより技能者を大切にする企業を評価する項目を設定するため、「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」の宣言状況の評価することとした。
- あわせて、「W1-10 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」の加点配分を見直しを行うこととした。

【加点措置の要件】

- ・ 審査基準日が宣言日以降であり、宣言書と誓約書が提出されていること

【誓約内容】

- ・ 自主宣言制度において宣言した取り組みについて、取組開始日以降行う又は行っている旨の誓約



審査項目		改正前	改正後
建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	民間工事を含む全ての建設工事	15点	10点
	全ての公共工事	10点	5点
「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」の宣言の有無		—	5点 (新設)

CCUSレベル別年収（令和8年4月改定）

- 建設キャリアアップシステム（CCUS）の能力評価に応じた**賃金の実態**を踏まえ、公共工事設計労務単価が賃金として支払われた場合に考えられるレベル別年収を職種別、ブロック別に算出。
- レベル別年収の試算の公表を通じて、技能者の経験に応じた処遇と、**若い世代がキャリアパスの見通しを持てる産業**を目指す。
- **目標値と標準値の2つの水準の値を設定し、適正な賃金として目標値以上の支払いを推奨するとともに、標準値を下回る支払い状況の事業者については、請負契約において労務費ダンピングの恐れがないか重点的に確認**する。

ブロック別（全分野）（年収）

本資料に示す金額に法的拘束力はなく、支払いを義務付けるものではない。

	レベル1（単位：万円） （標準値～目標値）	レベル2（単位：万円） （標準値～目標値）	レベル3（単位：万円） （標準値～目標値）	レベル4（単位：万円） （標準値～目標値）
全 国	395～535以上	444～599以上	472～664以上	572～754以上
北 海 道	363～492以上	408～551以上	434～611以上	526～694以上
東 北	417～565以上	469～632以上	498～701以上	604～797以上
関 東	418～567以上	470～635以上	500～704以上	606～800以上
北 陸	407～552以上	458～618以上	487～686以上	590～779以上
中 部	416～565以上	468～632以上	498～701以上	603～796以上
近 畿	386～524以上	435～587以上	462～651以上	560～739以上
中 国	337～457以上	379～512以上	403～568以上	489～645以上
四 国	362～491以上	408～550以上	433～610以上	525～693以上
九 州・沖 縄	383～519以上	431～581以上	458～644以上	555～732以上
参考①特殊作業員	416～563以上	468～631以上	490～692以上	603～792以上
参考②普通作業員	350～473以上	393～530以上	412～581以上	506～665以上

＜算出条件＞ ・ CCUSレベル別年収は、公共事業労務費調査（令和7年10月調査）の結果をもとに、CCUSの能力評価分野・レベル別に分析して作成
 ・ 労務費調査においてレベル評価されていない標本点も経験年数と資格を基にレベルを推定（レベル1相当：5年未満、レベル2相当：5年以上10年未満、レベル3相当：10年以上又は一級技能士、レベル4相当：登録基幹技能者）
 ・ 労務費調査の各レベルの標本において、「目標値」の値は平均以上、「標準値」の値は下位15%程度の当該ブロックの年収相当として作成

- 「デジタルを活用した技能者からの賃金情報提供制度」の構築に向けて、令和7年度補正予算を活用し、調査検討業務を実施。
- 地方整備局等へのヒアリングを実施し、使いやすく、かつ、セキュリティの確保されたシステムとなるよう詳細を検討。また、令和8年度中に試行運用を実施し、本格運用に向けた検討にフィードバック。

構築に向けた基本的な考え方

- ◆ 「労務費に関する基準」において、「CCUSレベル別年収については、目標値と標準値の2つの水準の値を設定し、適正な賃金として目標値の支払いを推奨するとともに、標準値を下回る支払い状況の事業者については、請負契約において労務費のダンピングの恐れがないか重点的に確認すること」とされている。
- ◆ したがって、技能者から情報提供された技能者の賃金がCCUSレベル別年収の標準値を下回っているかどうかをシステムが簡易に判定し、提供された関連情報も含めてシステムから建設Gメンに提供することで、労務費のダンピングの恐れについて確認等を行うかどうかの検討・判断にあたっての端緒情報として活用することを基本とする。

- 「労務費に関する基準」（令和7年12月2日中央建設業審議会決定）（抄）

第3章 本基準の実効性を確保するための施策

（略）

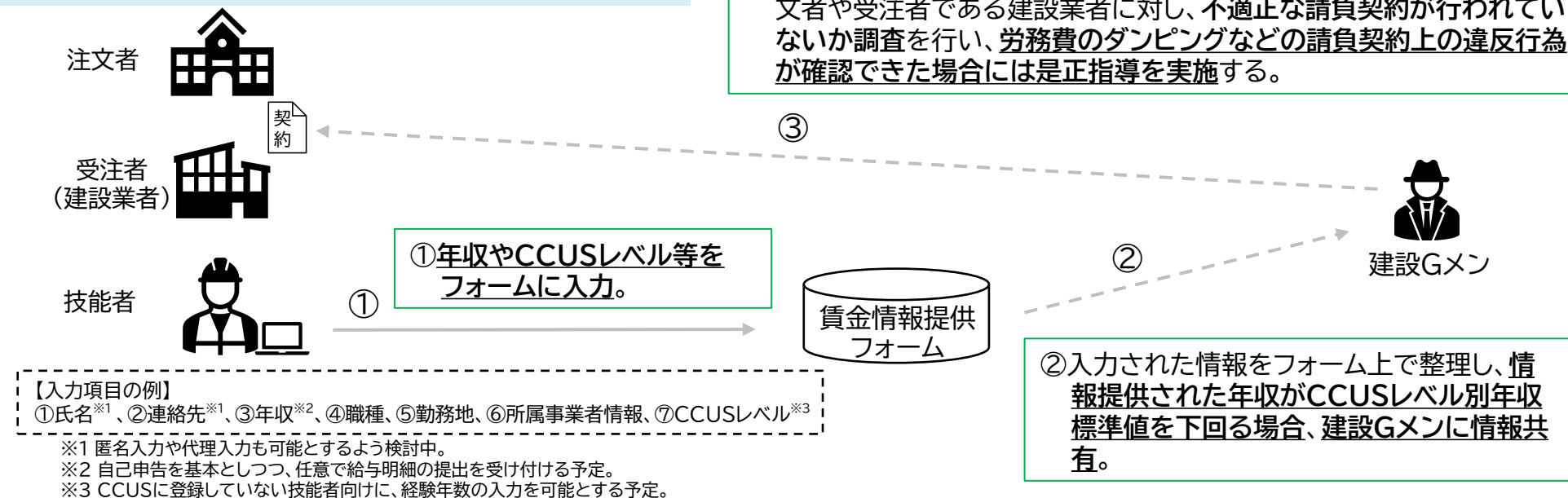
（3）支払段階において適正な労務費・賃金を確保するための取組

①基本的な考え方

（略）

- 建設業者は、技能者と適切に雇用契約を結び、技能者に対して、知識、技能その他の能力についての 公正な評価に基づく適正な賃金として、公共工事設計労務単価が賃金として支払われた場合に考えられる CCUSレベル別年収の支払いを目指すこと。
- CCUS レベル別年収については、目標値と標準値の2つの水準の値を設定し、適正な賃金として目標値の支払いを推奨するとともに、標準値を下回る支払い状況の事業者については、請負契約において労務費のダンピングの恐れがないか重点的に確認すること。
- 行政、契約当事者等が役割を分担しながら、デジタル技術を活用した簡易・任意の確認システムを活用し、技能者への適正な賃金支払いを確認すること。

1. 賃金情報提供システムの運用イメージ



2. 現在の検討状況

(1) システム構築に向けた検討

- 情報提供フォームの作成のほか、本運用に向けた開発・運用に要する費用の試算等について実施中。

(2) 情報提供フォーム(案)の検証

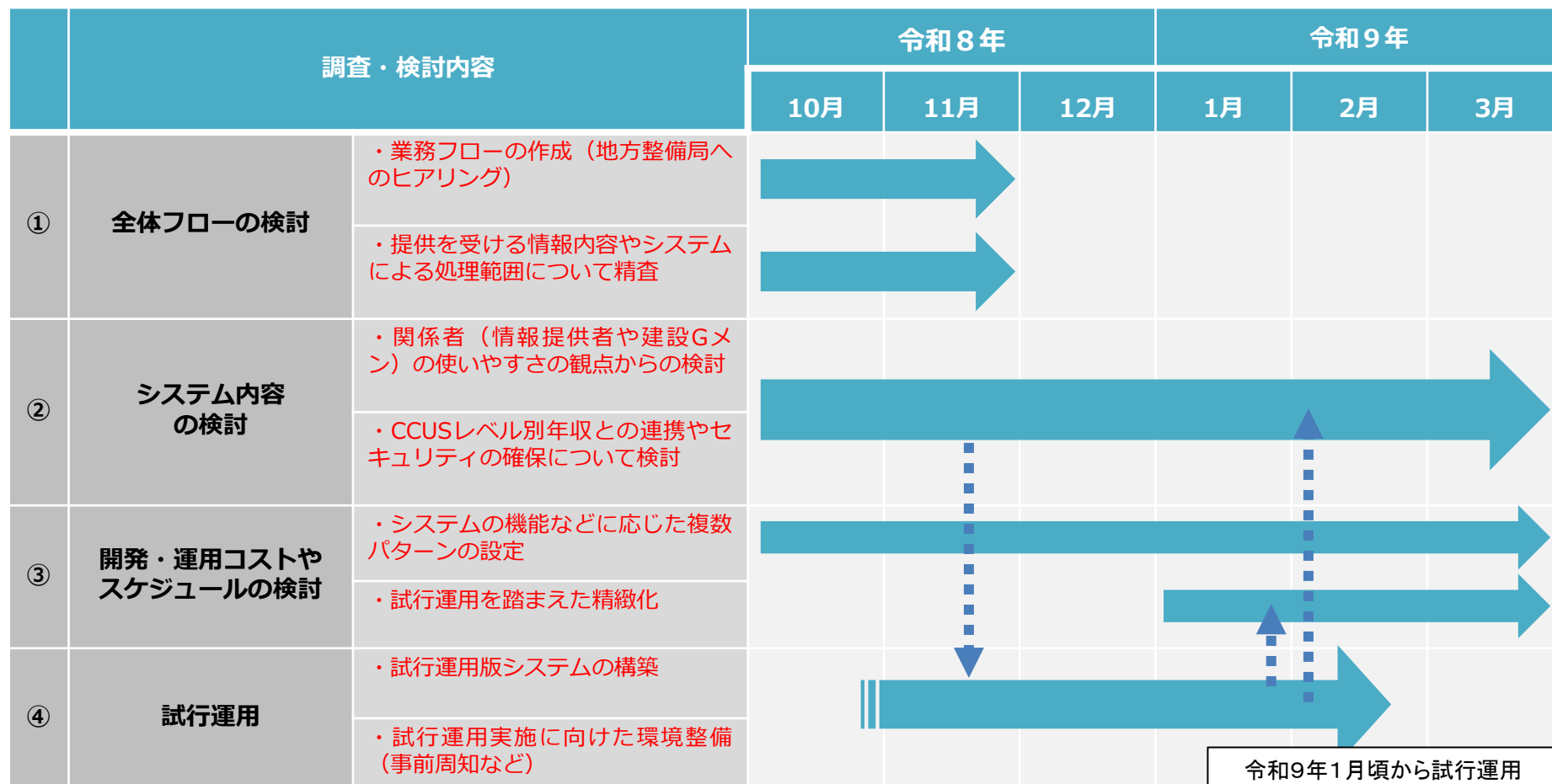
- 利用し易さや情報精度向上の観点から、ご協力いただける技能者(※)の方に、実際に情報提供フォームへの入力を行ってもらい、入力しづらい項目がないかなどについてご意見を伺っているところ。

※全国建設労働組合総連合にご協力いただいている。

3. システムの試行運用に向けたスケジュール

- 2. (2)の検証も踏まえ、入力項目の精緻化や情報提供の精度を高めるための検討を行った上で、**令和9年1月頃の試行運用を目指す。**

- 令和9年1月頃に試行運用を開始するとともに、試行運用において改善点を洗い出すことで、令和9年度中の本格運用に向けた検討にフィードバックさせていく。



※関係者間の役割分担については並行して検討

- 令和6年11月以降、これまでに計25の職種別意見交換会を実施。
- 職種別意見交換会では、各業界の実情に応じた「労務費の基準値」の示し方や、これに当たっての留意点、実効性確保の具体策について議論。
- **令和8年10月までに、22職種分野133工種(作業)について、「労務費の基準値」を公表。**(建設業許可業種全29業種中19業種の何らかの作業に対応)
- **引き続き調整中の職種についても、各業界の実態を踏まえた基準値を作成するため、関係する業界団体と継続的に意見交換を実施中。**その他の職種についても業界団体からの意向を踏まえて順次対応。

開催した職種別意見交換会と構成員※1		※1記載順は、職種は開催順・団体名は五十音順 ※2引き続き調整中の基準値を含む		凡例	○ : 公表済み(R8年10月時点)
(全職種共通)建設産業専門団体連合会、全国建設業協会、 全国中小建設業協会、日本建設業連合会		板金・ 屋根ふき	○	全日本瓦工事業連盟、日本金属屋根協会、 日本建築板金協会	
型枠	○	解体	○	全国解体工事業団体連合会	
鉄筋※2	○	鉄骨		鉄骨建設業協会	
住宅分野	○	トンネル		日本推進技術協会、日本トンネル専門工事業協会	
左官	○	防水	○	全国防水工事業協会	
電気	○	潜かん	○	日本圧気技術協会	
計装	○	さく岩	○	日本発破・破碎協会	
塗装	○	切断穿孔	○	ダイヤモンド工事業協同組合	
内装	○	タイル・ サッシ・ ガラス※2	○	建築開口部協会、全国板硝子工事協同組合連合会、 全国板硝子商工協同組合連合会、全国タイル業協会、 日本サッシ協会、日本タイル煉瓦工事工業会	
空調衛生	○	エクステリア	○	日本エクステリア建設業協会	
とび・土工	○	橋梁	○	日本橋梁建設協会、日本橋梁・鋼構造物塗装技術協会、 プレストレスト・コンクリート建設業協会、 プレストレスト・コンクリート工事業協会	
		警備	○	全国警備業協会	
		造園	○	日本造園組合連合会、日本造園建設業協会	
		上下水道	○	全国管工事業協同組合連合会、日本管路更生工法品質確保協会	
		土間		日本左官業組合連合会、日本土間業組合連合会	

- 建設Gメンが駆け込みホットラインや下請取引等実態調査などの端緒情報をもとに、技能者の処遇に影響を及ぼすおそれがある不適正な取引に関して、具体的な情報が得られた事案を中心に、事実関係の確認等のために **1,318件・1,152事業者に対して調査等を実施**、うち不正行為やそのおそれが確認された**768事業者に対して指導、助言等を実施**。
- 建設Gメンによる建設工事の請負契約に関する状況等の調査を通じ、技能者の処遇に影響を及ぼすような不適正な取引のおそれに対する指導等を行った主な内訳として、見積内訳明示・条件提示不備等：641件、契約書記載不備等：516件、価格転嫁（金額変更に関する定め等の不備等）：193件などが挙げられる。

1.調査件数等の内訳

端緒情報：駆け込みホットライン等 3,558件
下請取引等実態調査（※） 612件

※ 下請取引等実態調査の結果のうち、技能者の処遇に影響を及ぼすおそれのあるような不適正な取引に関する具体的な情報について、事実確認のための調査対象として抽出

事実関係の確認・調査：1,318件（1,152事業者）

└ 端緒情報の確認のための調査(報告聴取・立入検査含む)

└ 発注者：34社 元請：679社 下請：439社

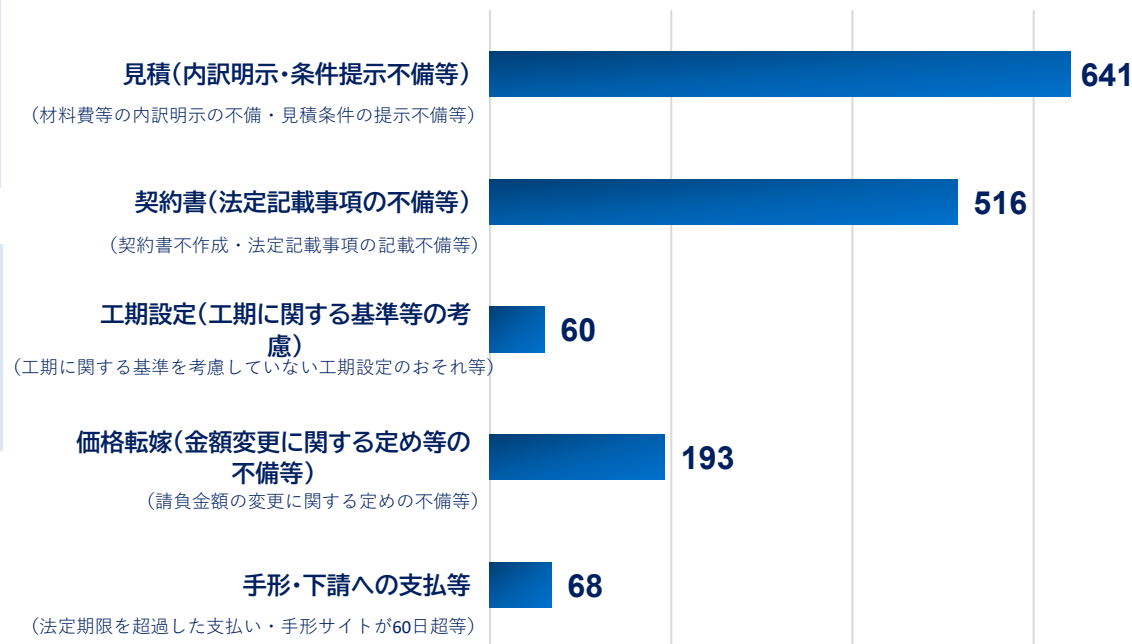
指導・助言等：768事業者

└ 不適正取引又はそのおそれが確認された社に対して実施

└ 元請：471社 下請：297社

2.主な指導等の内訳

※ 1社において複数事項で指導していることがあるため、業者数と一致しない。



建設Gメンによる調査等

① 基本方針

- 建設Gメンは建設業法令遵守推進本部の活動の一端を担い、建設業法の違反疑義情報収集、調査等の実施、指導、また大臣許可業者に対して監督処分を行う。
- 特に、建設工事の請負契約の適正化により、担い手の確保に向けた労働者の処遇改善や働き方改革の推進を最重要目的として、建設業法の遵守徹底、建設工事の適正取引を推進する。

② 適正取引推進のための具体的な活動

- 「下請取引等実態調査」や「駆け込みホットライン」などの情報を基に、調査の必要性を判断する。
- 特に労働者の処遇改善や働き方改革に影響を与える請負契約の法律違反の疑いは、情報提供者及びその取引相手方へ調査等より不適正な取引が確認された場合、改善指導を行う。
- 都道府県知事許可業者は、指導結果等を当該都道府県へ情報共有など、必要な取り組みを行う。

③ 適正取引の推進に向けた主な調査内容

- 建設Gメンは、建設工事の請負契約に関して、主に見積り、契約、支払いなどに関する建設業法の遵守状況を調査。

(1) 適正な請負代金

- 見積のやりとりにおいて減額が生じている場合の乖離状況の確認
- 「労務費に関する基準」を踏まえて、労務費の状況を確認
- コミットメント条項を含めた契約は、適正な労務費による見積状況等の確認

(2) 適正な契約締結

- 契約書の法定記載事項の確認
- 原価に満たない請負代金の有無を確認
- 資材価格の高騰を踏まえた転嫁協議を円滑化するために必要となる契約変更方法の条項の記載状況の確認

(3) 適正な工期設定

- 「工期に関する基準」を踏まえて、休日確保等の考慮状況の確認。
- 著しく短い工期が疑われるような長時間労働の事案について、労基署へ必要な情報共有。

(4) 適切な価格転嫁

- おそれ情報の通知、変更協議の申し出、注文者の協議対応などを確認。
- 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を周知のうえ、指針に沿った行動を求める。

(5) 適正な代金支払

- 労務費相当部分の現金払い、手形払いの場合の手形期間、手形の割引料等の負担状況の確認
- 銀行口座への振込手数料の負担状況を確認

④ 許可行政庁との情報共有及び協力連携

- 建設Gメンによる調査等において、建設業法違反の疑いが確認された場合、違反疑義業者への報告徴収及び立入検査、また指導監督が適切に行われるよう、当該違反疑義業者の許可行政庁に対して情報提供を行う。
- また、都道府県知事許可業者に関しては、合同立入検査の実施など、知事許可部局と連携して適切な対応を図る。

労務費に関する基準の実効性確保のロードマップ

R8. 4

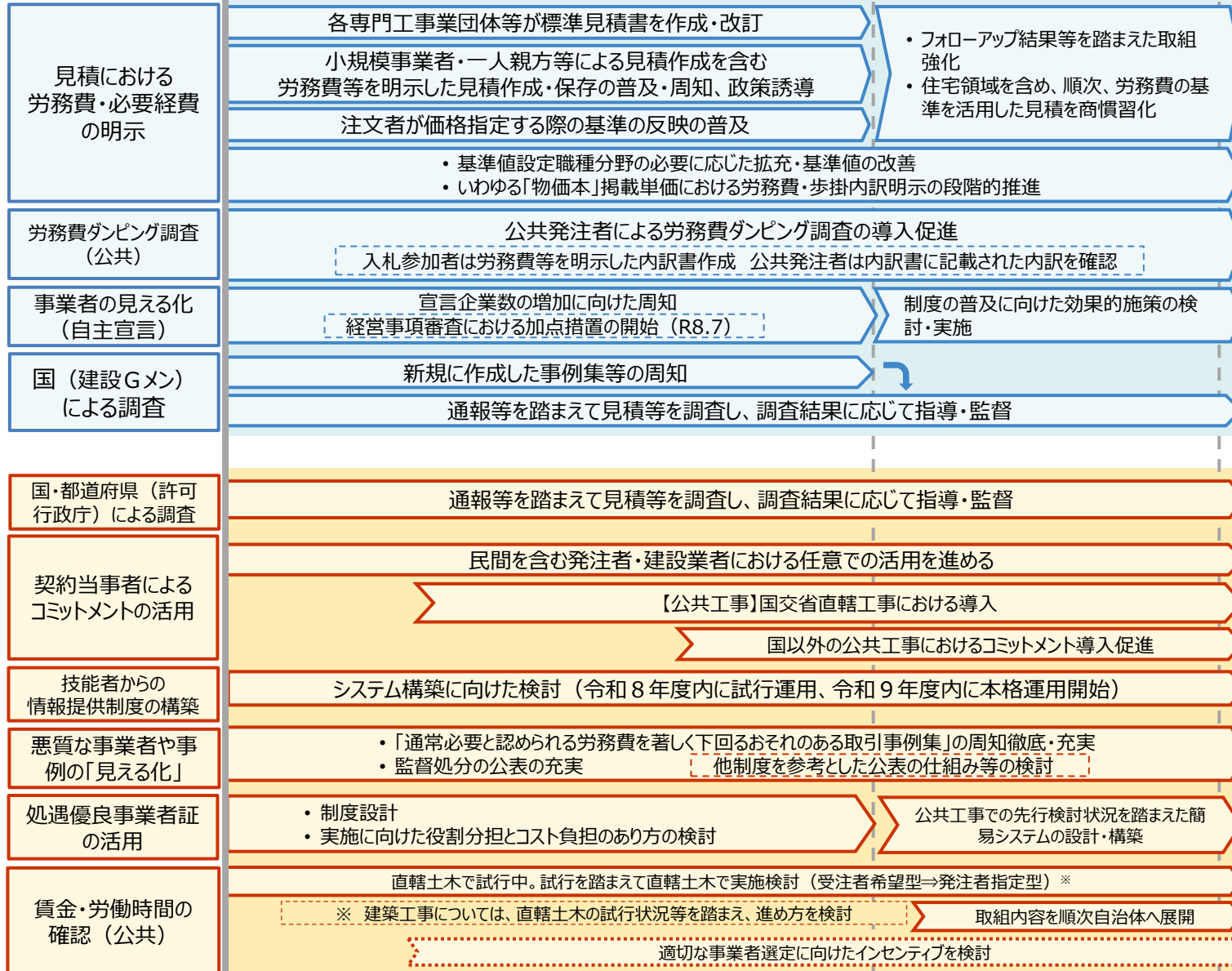
R9

R12～

中長期的に 目指すべき将来像

入口での対策（入札契約段階での実効性確保）

出口での対策（労務費・賃金の支払いの実効性確保）



- 受注者が、労務費の基準を参考としつつ、自社の歩掛に即した労務費を算出し、それを明示した見積を作成
- 個人注文者・元請等が、当該見積を尊重し、契約を締結
- 強い立場にある注文者が価格指定して契約する場合も、注文者は労務費の基準を活用して労務費を算出
- 公共発注者において、労務費についてダンピングされていないかを確認
- 適正に賃金を支払う優良事業者が市場で選択される環境を整備
- 建設Gメンが、建設業者から電子媒体による見積等の提出を受けて調査し、ダンピングと生産性向上を見分けた上で、指導・監督
- 建設業者は、技能者に対して、知識、技能その他の能力についての公正な評価に基づく適正な賃金を支払う
- 国・都道府県（許可行政庁）、第三者機関、契約当事者が役割を分担しながら、ITを活用した簡易・任意の確認システムも活用し、技能者への適正な賃金支払いを確認
- 処遇改善を通じて担い手の確保・育成に努める事業者の受注力が向上
- 国直轄工事で試行後、公共発注者による賃金確認の普及を促進